

独立行政法人放射線医学総合研究所 規制支援審議会（第 1 回）議事要旨

日時：平成 27 年 3 月 25 日（水）16 時 00 分～17 時 05 分

場所：放射線医学総合研究所 本部棟 2 階 第 1 会議室

出席者：

・委員

松井委員、猪口委員、遠藤委員、覚正委員、早川委員、四元委員

・放医研

米倉理事長、明石理事、黒木理事、青木監事、石田企画部長、庄崎企画部次長、（企画部研究推進課）笠井課長代理、伊南係長、（企画部企画課）小林

議事次第：

1. 委員紹介、委員長互選
2. 放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について
1. 委員紹介、委員長互選

各委員が自己紹介を行った。

委員長は互選により、松井委員に決定した。

2. 放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について

放医研より、資料 3 の放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について（論点）について説明した。

質問①：今回の規制基準について、日本原子力研究開発機構と統一的な規制基準を示す必要があるのかとの質問があった。

回答：これに対し放医研より、規制審議会によるチェックは、各機関での研究活動等の特性を踏まえて、原子力規制委員会、原子力規制庁で成果が活用されるためにも、一層の公平性、透明性の確保のために自主的に自己規制を行うものである旨、従って、統一的な基準とする必要はなく各機関の研究活動等の特性を踏まえた自主的な規制基準を設けることとしている旨回答した。

質問②：対象となる原子力の被規制者の範囲について原子炉メーカーがすべて含まれるわけではないのかとの質問があった。

回答：これに対して放医研より、我が国の原子炉メーカーのうち（株）日立製作所、三菱重工業（株）は原子炉を所有しておらず原子力災害対策特別措置法の規制の適用は受けませんが、（株）東芝のように原子炉を所有していて原子力災害対策特別措置法の規

制を受ける者を対象としている旨回答した。

委員から、第三者ではなく被ばくの可能性が高い研究従事者自身が設定する安全基準であるから信頼を置けるのであり、安全・規制研究開発の推進のために連携を阻むべきではないとの意見があった。

質問③：資料のと通りの規制基準とした場合の研究への支障の有無についての質問があった。

回答：これに対して放医研より、ほぼ支障がない旨回答した。

質問④：対象となる原子力の被規制者からの寄附金等の有無についての質問があった。

回答：これに対して放医研より、対象となる原子力の被規制者からの寄附金等はないが、疑惑の可能性を限りなく排除した案としている旨回答した。

委員から、規制基準を過度に厳格化する必要はないのではないかとの意見があった。

これに対して放医研より、最初ということで比較的厳格に設定してはどうかと考えている旨回答した。

委員から、判断の不明確の事案については、原則として審議会で諮ることではないかとの意見があった。

これに対して放医研より、そのように予定している旨回答した。

委員から、役員等が対象となる原子力の被規制者の株、社債等を所有していても相手機関に影響力を持つほどの数量となることはとても想定されないことから、これは外して考えるべきではないかとの意見があった。

これに対して放医研より、資料を修正することを検討したい旨回答し、委員より、修正を行うか否かの判断は放医研に一任する旨の意見があった。

放医研より、次回以降のスケジュールについて説明された。

配布資料リスト：

【資料 1】 議事次第

【資料 2】 規制支援審議会委員名簿

【資料 3】 放医研における規制に関連した透明性・中立性の確保について（論点）

【参考 1】 対象研究概要について

【参考 2】 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－（独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター）

【参考 3】 独立行政法人放射線医学総合研究所 規制支援審議会設置要綱

以上